

第107回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

---

招集年月日 令和4年8月30日（火曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 8月30日 午前9時30分宣告（第1日）

---

議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第 2 | 会期の決定                                  |
| 日程第 3 | 第 57号議案 人権擁護委員候補者の推薦について               |
| 日程第 4 | 第 58号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）          |
|       | 第 59号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  |
|       | 第 60号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
|       | 第 61号議案 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
|       | 第 62号議案 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）    |
|       | 第 63号議案 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）    |
|       | 第 64号議案 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）      |
|       | 第 65号議案 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第 5 | 第 66号議案 宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 67号議案 宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定について        |
| 日程第 7 | 第 68号議案 宍粟市観光駐車場条例の制定について              |
| 日程第 8 | 第 69号議案 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について     |

日程第 9	第 70号議案	宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正について
日程第 10	第 71号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 11	第 72号議案	宍粟市遺跡公園条例の一部改正について
日程第 12	第 73号議案	ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について
	第 74号議案	ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について
日程第 13	第 75号議案	市道路線の変更について
日程第 14	第 76号議案	令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 77号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 78号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 79号議案	令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 80号議案	令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 81号議案	令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 82号議案	令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 83号議案	令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 84号議案	令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 15	報告第 4号	宍粟メイプル株式会社令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等の提出について
	報告第 5号	播磨いちのみや株式会社令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等の提出について
	報告第 6号	有限会社伊沢の里令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等の提出について

- 報告第 7号 公益財団法人しそく森林王国観光協会令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等の提出について
- 報告第 8号 公益財団法人宍粟市文化振興財団令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等の提出について
- 報告第 9号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 57号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 第 58号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
- 第 59号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 60号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 61号議案 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 62号議案 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 63号議案 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 64号議案 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 65号議案 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 第 66号議案 宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定について
- 日程第 6 第 67号議案 宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定について
- 日程第 7 第 68号議案 宍粟市観光駐車場条例の制定について
- 日程第 8 第 69号議案 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 第 70号議案 宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正について

日程第 1 0	第 71号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 1 1	第 72号議案	宍粟市遺跡公園条例の一部改正について
日程第 1 2	第 73号議案	ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について
	第 74号議案	ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について
日程第 1 3	第 75号議案	市道路線の変更について
日程第 1 4	第 76号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 77号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 78号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 79号議案	令和 3 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 80号議案	令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 81号議案	令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 82号議案	令和 3 年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 83号議案	令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 84号議案	令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5	報告第 4 号	宍粟メイプル株式会社令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について
	報告第 5 号	播磨いちのみや株式会社令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について
	報告第 6 号	有限会社伊沢の里令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について
	報告第 7 号	公益財団法人しろう森林王国観光協会令和 3 年度決算

書及び令和4年度事業計画書等の提出について

報告第 8号 公益財団法人宍粟市文化振興財団令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等の提出について

報告第 9号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

---

応 招 議 員 (14名)

出 席 議 員 (13名)

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 山 下 由 美 議員	9 番 前 田 佳 重 議員
10 番 大 畑 利 明 議員	11 番 欠 番
12 番 林 克 治 議員	13 番 欠 番
14 番 今 井 和 夫 議員	15 番 大久保 陽 一 議員
16 番 飯 田 吉 則 議員	

---

欠 席 議 員 (1名)

8 番 津 田 晃 伸 議員

---

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長 大 前 和 浩 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 長 橋 本 徹 君	産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
建 設 部 長 太 中 豊 和 君	一 宮 市 民 局 長 田 路 仁 君
波 賀 市 民 局 長 大 田 敦 子 君	千 種 市 民 局 長 井 口 靖 規 君
会 計 管 理 者 前 川 満 君	総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君

教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） おはようございます。第107回宍粟市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

朝夕には涼しさを感じるようになってまいりましたが、この夏は、早い梅雨明けの後、災害級と言われるような猛暑に加え、各地で集中豪雨が発生するなど、自然の猛威にさらされました。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の第7波による感染者が、当市におきましても急拡大し、その勢いが止まるところを見せません。そのような状況の中ではございますが、議員各位におかれましては、御参集いただき誠にありがとうございます。

さて、まず最初に、宍粟市民の皆様、先般当市議会の議員による飲酒運転という不祥事について、おわび申し上げます。

飲酒運転の撲滅を率先すべき立場にありながらの行為は、申し開きのできないところであります。そこで急遽、臨時議員協議会を招集し、議員一人一人がいま一度規律を見直し、法令遵守の下、宍粟市民のため議会活動に精励することを再確認いたしましたことをこの場で御報告させていただきます。それとともに、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

また、先般開催いたしました議会報告会には、多くの皆様の御参加をいただき、様々な貴重な御意見・御質問をいただきました。大変ありがとうございました。各委員会におきまして、回答させていただくよう内容を詰める作業を行っておりますので、今しばらく御猶予をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本定例会におきましては、宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例、宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定、宍粟市観光駐車場条例の制定、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定のほか、令和4年度一般会計補正予算、令和3年度各会計決算の認定など、28議案が上程される予定になっております。

各議案とも市民生活に直結する重要な案件であります。議員各位には、その重要性を御認識の上、慎重審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、決算委員の皆様には、長丁場の審査となりますが、健康に御留意の上、慎重なる審査を重ねてお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さんおはようございます。第107回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にあり

がとうございます。日ごろの御精励に対しまして深く敬意を表する次第であります。

さて、新型コロナウイルスの第7波により、感染が急速に拡大する中で、本市においても、新規感染者の数が高止まりの状態にあり、医療機関におきましては、医療体制が逼迫するなど大変厳しい状況が続いております。

このような状況を受け、市といたしましては医療を必要とする方が適切な医療サービスを受けられるように、コロナ感染症の症状が軽く基礎疾患がないなど、重症化リスクの低い方に、医療機関を受診する前に自己検査ができるよう、抗原検査キットの配布を行っております。

また、令和4年4月30日までに3回目接種を受けた方で、まだ4回目接種を受けていない60歳以上の方などを対象に、9月1日より集団接種の予約を開始します。前回のワクチン接種と同様に、医師会をはじめ、医療従事関係者の皆様の御協力の下、万全の体制で職員一丸となって取り組んでまいります。

このような状況下ではありますが、感染対策を徹底する中で、市内各所ではこの8月、3年ぶりに夏祭りが開催され、夏の風物詩である花火も夜空を彩り、市民の皆様が心休まるひとときを楽しまれたものと思っております。コロナ禍で開催が難しい中、地域を元気にしたいとの思いを持って、御尽力いただいた関係者の皆様に感謝を申し上げます。

また、都会の密を避けて、緑豊かな宍粟市でのアウトドア体験に、ファミリー世代を中心に多くの方にお越しいただいております。先日、県下の地域や文化、風土を味わいながら旅をする、兵庫テロワール旅のテレビ番組において、くるみの里や音水湖でのアウトドア体験、日本酒発祥の地宍粟の地酒や特産品のPRを行いました。また、森林セラピーと電動アシスト付マウンテンバイクの体験、家原遺跡公園のカブトムシドームをテレビで紹介されるなど、本市の豊かな資源を各方面から注目を浴びておるところであります。これらの機会を通じて、これから秋に向けて、宍粟市の訪問のきっかけになればと期待をしているところであります。

多くの市民の皆様や事業者の皆様が、新型コロナウイルス感染症とともに、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行等の影響により、原油価格や物価の高騰など、様々な影響を受けている中で、市といたしましては、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、市民の皆様の生活支援を行うとともに、農業者へは肥料の価格高騰の負担軽減を図るための支援などを講じていきたいと考えております。

いよいよ本格的な台風シーズンを迎え、11号も心配をするところではありますが、台風被害がなく、穏やかに秋が過ごせるようにと願っております。

今定例議会におきましては、宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定、宍粟市観光駐車場条例の制定、令和4年度一般会計補正予算、令和3年度各会計決算の認定など、28議案を上程させていただいております。

慎重に御審議を賜り、原案に御賛同くださいますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） ただいまから第107回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。津田晃伸議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、閉会中の令和4年8月1日、議席番号11番、田中一郎議員から、議員を辞職したいとの願いが提出されました。閉会中の辞職願であったため、地方自治法第126条の規定により、これを許可しました。そのことを御報告いたします。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が、監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛の報告書写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案28件が提出されております。これで報告を終わります。それでは日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田吉則君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

4番、浅田雅昭議員、5番、八木雄治議員、以上、両議員にお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（飯田吉則君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月4日までの36日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から10月4日までの36日間に決定いたしました。

日程第3 第57号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第57号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第57号議案、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される委員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、人権に関わる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。この人権擁護委員のうち、老後和志氏の任期が令和4年12月31日をもって満了となりますが、老後氏は人権擁護と啓発に多大な貢献をされていることから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第57号議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

まず、第57号議案を採決いたします。

第57号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第57号議案は、原案のとおり推薦することが適当であると決しました。

日程第4 第58号議案～第65号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第58号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第65号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第58号議案から第65号議案までの補正予算8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、例年9月補正で対応しております人事異動に伴う人件費の整理や、前年度国県支出金の精算、また将来の財政負担の軽減を図るため、前年度決算剰余金を活用した市債の繰上償還金を計上しております。さらに、地方創生臨時交付金を活用し、市民や事業者に対し、物価高騰への支援を行うための予算の計上を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、第58号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）ですが、歳入歳出にそれぞれ7億2,627万3,000円を追加し、補正後の総額を245億6,893万5,000円とするものであります。

歳出における主立った内容としまして、総務費では、寄附金を活用し千種市民協働センターに屋外時計や、旧千種町の歴史を記した石碑を設置するための事業費のほか、生活圏の拠点として位置づける（仮称）波賀市民協働センターの建設に着手するための事業費を計上しております。

なお、建設につきましては、令和5年度末までの事業期間とするため、工事費の債務負担行為のほか、工事監理に係る委託料についても整理を行い、変更契約に必要となる債務負担行為の追加をしております。

民生費では、原油価格や物価の高騰により懸念される、この冬、今冬の各家庭の光熱費の負担を軽減するため、全世帯を対象に1世帯当たり5,000円を支援するしそう冬季生活支援特別給付金、また非課税世帯等については、さらに1世帯当たり5,000円を支援する住民税非課税世帯等に対する生活支援金を計上しております。

加えて、本年4月から保険適用が開始された不妊治療費について、3割部分の自己負担を支援する妊活カップル応援金を新たに計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種対象者が拡大されたこと

に伴う接種費や、指定ごみ袋の作成に係る原材料費の高騰に対応するため、委託料の増額を行っております。

農林水産業費では、化学肥料の高騰の影響を受ける農業者に対し、購入費用の一部を支援する肥料高騰対策支援金や、堆肥への転換を促すための肥料転換支援金などを新たに計上しております。

商工費では、波賀町域の自然を活用した観光施設の整備を目的とした給付金を森林文化創造基金に積み立てることで、後年度にかけて有効活用することとしております。

教育費では、令和5年度から幼稚園での3歳児教育や給食提供などを開始するため、事前に必要となる施設の整備費用などを計上するほか、公債費では、将来の財政負担軽減のため、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還を実施するための予算措置を講じております。

次に、歳入については、歳出に関連する国県支出金や市債などの特定財源を計上している以外に、主なものといたしまして、普通交付税では、社会福祉費や林野水産行政費などにおいて、基礎数値が見込値より減少したことなども影響し、交付決定額が当初予算額を下回ったため、減額の補正を行っております。

寄附金では、歳出に関連する寄附金のほか、感染症対策や図書の購入に係る指定寄附金を計上しております。

繰入金では、一宮北診療所のオンライン診療の初期整備費用を一般会計から繰り出すに当たり、デジタル社会推進基金を活用するとともに、通学路となる路線の安全施設の追加整備に対し、交通安全対策基金を活用することとしております。

繰越金は、令和3年度決算における歳入歳出差引額から、繰越明許の財源を控除した実質収支額に基づき、その一部を計上しており、諸収入では、国県支出金の過年度精算金などを計上、また市債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により確定額となるよう補正を行っております。

また、債務負担行為につきましては、歳出で説明しました波賀生活圏拠点施設整備に係る委託料・工事費を計上しております。

次に、第59号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、不足が見込まれる出産育児一時金の増額、前年度繰越金を財源として、普通交付金等精算返還金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ3,097万6,000円を追加し、補正後の総額を46億

8,820万1,000円とするものであります。

次に、第60号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、一宮北診療所の限られた診療時間の中で、診察を必要とする患者に対し、オンライン診療を実施するための整備費用を計上しています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ456万3,000円を追加し、補正後の総額を2億2,648万5,000円とするものであります。

次に、第61号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度決算剰余金が生じたことに伴う、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,126万4,000円を追加し、補正後の総額を5億9,138万4,000円とするものであります。

次に第62号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、前年度繰越金を財源として、介護給付費負担金等の精算返還金を追加し、歳入では、国県支出金や基金繰入金の精査を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ5,034万6,000円を追加し、補正後の総額を50億8,028万3,000円とするものであります。

次、第63号議案、令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、不足する公用車の購入費を追加で計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ226万3,000円を追加し、補正後の総額を7,895万9,000円とするものであります。

次に、第64号議案、令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行っているほか、国の繰出基準の改正による一般会計からの高料金対策補助金の精査を行っております。

支出補正額は104万7,000円の増額とし、補正後の支出総額を22億5,266万円としております。

次に、第65号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行っているほか、企業債元利償還金の精査を行っております。

支出補正額は232万6,000円の減額とし、補正後の支出総額を37億7,079万4,000円

としております。

以上、補正予算 8 議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げました。議員各位におかれましては、それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 14番、今井です。それでは通告に基づき質疑をさせていただきます。第58号議案の令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の河東幼稚園、波賀幼稚園における給食開始に関してのことについて質疑をさせていただきます。

大きく4点です。まず、この幼稚園に給食を整備をしていくというこの目的は何でしょうか。

続いて二つ目、この給食実施は暫定的なものなのか、将来的にもずっと続けていくものなのか。あるいは幼稚園の長期休暇のときですね、そういうときはどのように対応されるのか。

続いて三つ目、市は今まで、幼稚園を全てこども園に変えていくと、幼稚園は残さないという方針で、こども園整備をしてきたと説明をされてきましたが、その方針に変わりがないのであれば、今回の投資はすぐに不要になるのではないのでしょうか。あるいは、もしその方針に変更があったのであればその理由、及びどこで誰がどのように変更し、そして市民にどのように周知したのか。

最後に四つ目、もし幼稚園としても将来的に残していくという方針に変更したのであれば、周りのこども園、保育園との両立はできるのでしょうか。

以上4点お伺いいたします。

○議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

中田教育長。

○教育長（中田直人君） それでは私から、今井議員の令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）、教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

大きく4点いただいておりますが、まず3点目の全体に係りますので、宍粟市幼保一元化推進計画の方針、3点目からの回答となりますことをお許してください。

まず現状でございます。宍粟市幼保一元化推進計画の現状は、令和5年度、来年

の4月そしてその翌年、令和6年の4月に山崎町内にそれぞれ1園、合計2園の認定こども園の開園を目指し、現在整備を進めております。本市が進めるこの幼稚園と保育所を再編して、中学校区ごとに認定こども園を整備するとしてきた、この方針につきましては、計画の策定から13年が経過いたしております。この間、予想を上回る少子化の進行、あるいは幼児教育・保育の保育料の無償化による保育士、そういったことも背景として、保護者のニーズの変化といったものも生じていると認識しております。

こうしたことを背景として、今年3月に一度立ち止まって、この計画そのものを見直すことを表明させていただきました。この間、計画の見直しに当たりましては、今後の出生数、子どもたちの数の予測や保護者の方々の意識、ニーズの変化、また中就学前の施設の定数等を鑑みまして、まず教育部内での協議を重ね、そして庁内機関によって、幼保一元化推進計画に基づく新たなこども園は、今後整備しないとする方針の決定を行いました。

この方針決定の内容に基づきまして、今後は認定こども園を整備しない中学校区においては、これまでこども園の整備で、市が保障するとしてきた3歳児の教育、それから幼稚園の給食、そして預かり保育、これらを同中学校区内の幼稚園において、その機能を付加することによって、そのことが妥当であろうという政策会議、そして教育委員会においても承認を得るなど、必要な手続を行ってきたところでございます。

またこの間、こども園整備の方針の見直し等、幼稚園でのこうした三つの機能を付加することに当たっては、地域の自治会、それから保護者の方々、また民間事業者の皆さんとの懇談も重ねてまいり、今回はその結果として、このたびの補正予算案提案に至っているところでございます。

次に、4点目のお答え、答弁となります。こども園や保育園との両立ということについてです。宍粟市の少子化の状況でございますが、この10年で子どもの数が半減し、今後はこれまで以上の減少も予想されます。この予想を上回る状況の中で、兵庫県、県が認可する認定こども園の必要な定員、この規模は100人規模の認定こども園を整備するということでございますが、そのことの整備が非常に難しい状況であることは、これまでの説明あるいは懇談等の中で、一定の御理解をいただいているんじゃないかという認識を持ってございます。

宍粟市といたしましては、まず児童福祉法において、保育を必要とする市内の全ての子どもたちに対して、保育を確保するという私たちには義務がございます。こ

のため、保育所、こども園、幼稚園等においては、市が入所調整を行っているところでございますが、今後出生数やこのサービスの需給を鑑みまして、子ども・子育て支援会議等において、事業計画の事業の支援計画等も計上しながら、今後とも、これまでもそうでしたが、就学前施設が共存できるよう、適切な定員管理等も行っていく必要があると考えております。

次に、幼稚園の給食の導入目的でございます。幼稚園での給食導入は、宍粟市幼保一元化推進計画に基づく、幼保連携型の認定こども園整備の見直しに伴い、こども園を整備しないとした山崎東中学校区、それから波賀中学校区、具体的にいうと、河東幼稚園と波賀幼稚園において、給食の導入を目指すものでございます。

この目的といたしましては一つ、幼稚園の子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育に取り組むことを目的としたいと考えます。もう一方、食に関する子育てへの不安、あるいは心配を抱えられる保護者の方々、また就労する保護者の増加等により、給食を提供することによって、子育て支援に資するものと、これを目的としたいと考えます。

また、御承知のとおり、平成29年には、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育保育要領が改訂されまして、幼稚園、保育所、認定こども園は全ての幼児教育を行う施設として、例えば幼児期の終わりまでに育てほしい姿が共有化されるなど、就学前の目指す姿がそれぞれ統一されたところでございます。このため、いずれの施設においても、どの施設であっても、子どもたち一人一人が目指す姿に到達できるよう、幼児教育施設としての役割を充実させる必要がある。こうした認識の下、本来こども園が実現したならば保障していたであろう、子どもたちの健康な体と心を育てるため、両幼稚園に給食の導入を提案するものでございます。

最後に、この給食の具体でございます。このたび導入しようとする幼稚園給食は、幼児教育の充実を図るとともに、併せて子育て支援に資する目的で実施するものであり、暫定的なものではございません。また、夏休みなどの長期休業時、あるいは土曜日は、現在市内の認定こども園の幼稚部と同様、同じく給食の提供は考えておりません。

以上でございます。どうか御理解の上御協力賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 分かりました。詳しい質疑は委員会のほうでしていただければ

ればなと思います。

最後に1点ですが、方針がそのように変わったのだという説明でありました。私自身もその認識がしっかりなかったわけですが、市民におかれても、その認識を持たれてない方のほうが多いんじゃないかなと思います。そういう形で、今までの、とにかく幼稚園はもうなしにして、こども園に集約していくんだという、ずっとそれできてます。それで、幼稚園を残してほしいとかという希望のあった親御さんですね、もうその市の方針が確固たるものだったら、もう仕方がないなというところで、皆さんそれで断念されてきているというような過去の経緯が、今まであると思うんですね。

そういうことにも含めまして、あるいは波賀と河東の周りの民間保育園とかですね、その辺りの方等々も含めまして、もう少しきちんとした説明が必要なのではないかなというふうにも思うわけですが、その辺りの説明については、今後どういうふうな形をお考えでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 私たちは、これまでこの9月上程に向けて一定必要な手続は踏んできたとは認識しておりますが、今井議員の御指摘の、確かに山崎東中学校区、あるいは波賀中学校区の自治会、あるいは就学前の保護者の方も含めた、現在、幼稚園、保育所に子どもが就園されている保護者を対象とした説明会等は実施してきたわけですが、方向性をあくまで9月上程の方向性を説明させていただいたわけですが、今後この9月議会で議決をいただけたならば、当然のことながら、まずもってこの3点、3歳児教育の導入、給食、そして預かり保育というものは令和5年の4月の実現を目指してございますので、10月より当然子どもたちの募集を開始したいと思います。

そのためには、この方針の見直し、まず根底となる見直しと、それから今後の宍粟市としての基本的な考え方も合わせまして、広報になるかあるいは紙媒体になるか、それはいろんな媒体はございますが、可能な限り周知をさせていただいて、目指すべき方向を市民の方々にも御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第58号議案から第65号議案までの8議案につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5 第66号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第66号議案、宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第66号議案、宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、避難行動時に支援が必要な方の個人情報を、自主防災組織などの避難行動を支援する団体等へ平常時から提供できる要件の特例等を定めることにより、災害時において円滑かつ迅速な対応を可能とし、避難行動の支援が必要な方の生命等を災害から守ることを目的として制定しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第66号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

#### 日程第6 第67号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第67号議案、宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案の理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第67号議案、宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

妊娠を希望する夫婦が、不妊治療に前向きに取り組むことができる環境づくりを推進する取組の一環として、応援金を給付し経済的支援を行うため、条例を制定しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7 第68号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第68号議案、宍粟市観光駐車場条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案の理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第68号議案、宍粟市観光駐車場条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は、観光客の誘客及び利便性の向上、並びに地域の活性化に寄与する施設として整備する観光駐車場に関し、その設置及び管理について定めようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、神吉正男議員。

○3番(神吉正男君) それでは、第68号議案、宍粟市観光駐車場条例の制定について質疑いたします。

この条例にあります駐車場は、観光関連団体や商業関連団体、また住民の要望から実現した駐車場であり、今後効果的に活用できるよう、各団体を含め市民レベルで取り組んでいかなければならないと考えております。駐車場の供用開始によって、影響の及ぶことが考えられる自治会や関係団体の多くは、駐車場の公平な利用と秩序を守るため、また今後の地域の活性化につなげていくことが大切であるので、有料化が望ましいという意思表示をされたと聞いております。

このような観点から、今回の条例について市民の関心事でもありますので、何点か質疑いたします。

まず一つ目に、第4条第2項において、市長が告示で定める期間は有料とすると

ありますが、具体的にどのような期間を想定したものか伺います。

二つ目に、第6条第1項の使用料について、駐車場使用料の設定額1回500円とありますが、どのような考えから500円と設定されたのか伺います。また、1回とはどのぐらいの時間を想定しておられるのでしょうか。

三つ目に、第6条第2項の規定にあります市長が認める使用料の免除とは、具体的に何を想定しておられるのか伺います。

○議長（飯田吉則君） 順次回答を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、神吉議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

具体的なことは3点でありますし、少し前段で考え方、いろいろお考えもありましたので併せもって、御答弁させていただきたいとこのように思います。

まず、具体のことでありますが、1点目の第4条第2項の具体的にどのような期間を想定したのかということではありますが、藤まつりやもみじまつり等の開催期間を想定をしておりますして、駐車場の利用が高まる期間を有料供用時間として、告示で定めることといたしております。

2点目の第6条第1項の使用料について、500円の考え方、また1回とはどういうことかということではありますが、使用料の算出根拠につきましては、これまでも藤まつりやあるいはもみじまつりの際には、実行委員会が協力金として500円を徴収されている現状がありました。今後も、観光駐車場周辺で同様の協力金を徴収される予定であることや、あるいは近隣市町の料金設定なども考慮して設定をしたところでもあります。また、あくまで1回の出入庫としておりまして、観光駐車場を拠点とした周辺の散策等に必要な時間を想定しております。

3点目の第6条第2項の規定は何を想定したということではありますが、有料の供用時間内において、災害発生等により緊急車両が駐車する場合や、あるいは管理運営のために必要な車両を駐車する場合などを想定しているところであります。

なおまた、前段少しお考えのところがありました。今回の条例は先ほどおっしゃったように、いろいろな方々により効果を高めていこう、あるいはさらには当然市民レベルで皆さんの大事な駐車場として取り組んでいただく、このことも重要であります。極めて公平・公正、あるいは利用の秩序、このことも重要な観点であります。

したがって、今回の条例についても、もう趣旨のとおりであります。今後いろ

んな場面も想定されるということもありますし、場合によりましては、不都合などそういった状況が出たとしたら、当然条例も見直すことも考えていかななくてはならないと、このように考えておりますが、いずれにしても、今回の観光駐車場を通して、地域の皆さんや、あるいは宍粟市のいろんな発展に寄与するものと、このように考えておりますので、どうぞ御理解を深めていただくとありがたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） はい、分かりました。本議案が可決されますと、いよいよ地域住民が望んでいた駐車場としてスタートするわけですが、市長が告示で定める期間中である繁忙期を除く期間の駐車料金が基本的に無料となれば、この地域にある月ぎめを含めた民間の有料駐車場の経営などへの影響も考えられます。

公平で秩序ある利用に向けて、ぜひ先ほどおっしゃられましたように、供用開始後、一定期間の後に関係する団体の皆さんや地域の住民の方と、検証と協議を行っていただきたいと考えます。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議案となっております第68号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

#### 日程第8 第69号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第69号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案の理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第69号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数制限の緩和等をするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第69号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第9 第70号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第9、第70号議案、宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案の理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 日程第9、第70号議案、宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、奨学金の新規貸付者が減少してきており、本制度を有効活用できていない状況にあることから、出資者と協議を重ねた結果、奨学生が宍粟市に一定期間居住することを条件に、貸付金の全部または一部の返還を免除する制度を創設するため、返還の猶予及び免除に係る規定を整備するもののほか、貸付額及び対象者の要件等について、現在の大学、高等学校の授業料や民法の改正による成人年齢の変更等を勘案し、本条例の規定を整理するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第71号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第10、第71号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第71号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につしまし

て、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、既存の全ての市立幼稚園において、3歳児教育が実施できるよう、保育年限及び入園者の要件を変更するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第71号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきまして質疑を行いたいと思います。

先ほどの同僚議員が行っていただきました、関連の補正予算の質疑と重なる部分が非常にあると思いますが、もう少し具体的なところで聞きたいようなところもありますので、通告いたしましたとおりに質疑させていただきたいと思います。申し訳ございませんが、どうかよろしくお願いいたします。

まず発言事項といたしましては、市民への説明と対応についてということで、今回の条例の一部改正について、保護者や関係団体及び市民等へ十分な説明を行い、意見を聞く機会が設けられたのかどうか。意見を聞く機会が設けられていれば、どのような意見があり、それをどう解決して今回の条例の一部改正に至ったのかということを質疑いたします。

○議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 山下議員の宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についての質疑にお答えいたします。

このたびの条例改正の提案は、市立幼稚園における3歳児教育の実施に係るものです。本市では3歳児教育の実施は、これまで平成25年に策定した、しそくこども指針において、3歳からの全ての子どもに対する集団を通した幼児教育に取り組むとし、中学校区を単位として認定こども園の整備において保障するとしてきました。

しかしながら、宍粟市幼保一元化計画に基づく新たなこども園の整備が、少子化等を背景に困難な状況になり、今後整備をしないとした中学校区においては、私立幼稚園に3歳児教育を保障しようとするものであり、第58号議案で今井議員の御質問にお答えしたとおりです。

こども園整備計画の見直しと、市立幼稚園における3歳児教育等の実施について

は、計画見直しを表明した今年3月以降、関係校区、具体的には菅野、河東、そして波賀校区において自治会長会説明会や就学前の全ての保護者を対象とした懇談会等を開催し、また、市内の社会福祉法人の方々等との懇談、説明を重ねてまいりました。

説明会や懇談会においては様々な御意見をいただきました。自治会長会からは、保護者の意見・要望を尊重してほしい。保護者からは幼稚園での幼児教育といった選択肢があることは望ましい等の意見でした。

一方、こども園の整備を期待していたとの保護者の声もお聞きしましたが、想定を上回る少子化の進展の中、100人規模のこども園の整備が困難なことを説明し、併せて市の就学前教育保育に対する考え方3歳児教育の重要性をお示しする中で、おおむね市の考えに御理解をいただきました。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 御回答を聞きまして、今回実施される園が、河東幼稚園が令和5年度から予定ということ、あと波賀幼稚園が実施済み、それから山崎と城下幼稚園は令和5年度のみ実施予定ということで、この辺りの保護者と関係の団体の方たちにもしっかり説明して、理解が得られているのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 3歳児保育につきましては、おっしゃるように河東幼稚園でということで、波賀は既に実施がされておりますので、保護者の方への説明会は持ちました。保護者の方、幼稚園の保護者の方だけでなく、全ての保護者の方を対象に、保育所、こども園等に通われている保護者の方、在宅の方も対象に説明会を開催しております。

それから今一緒になっております山崎・城下幼稚園につきましては、令和6年の開園予定の城下地区のこども園の整備につきまして、保護者の方へは以前から1年間ということで説明をしております。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 今回の条例改正において、この幼保一元化推進計画というもの、このこと自体はずっと私は民間でできるものは民間でというような、民間ありきというところが、行政の財政政策の一環として進められている。子ども中心の見方ではないのではないかという視点から、ずっと賛成ができない立場でおったわ

けでありますけれども、今回こういうふうな形になりまして、宍粟市就学前の子ども教育と保育のあり方基本方針の概要版の中にもありますように、公立と民間の役割を明確にし、安定的な運営に考慮しながら、これまでの水準を低下させることなく、幅広い柔軟な対応が可能となる仕組みを、ずっと検討していくということでありまして、本当に今後はこの宍粟の子どもたちのために、どのような状況下にある子どもたちも、どのような特性を持っている子どもたちも、誰1人取り残さないというような方向性を持って、公立を選ばれる方、また民間を選べる方、それぞれ同じように市が責任を持って、ハード面あるいはソフト面、これをしっかりと充実していくというような方向性で考えているわけでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 今議員のおっしゃったこと、十分理解させていただきました。全ての子どもたち誰1人取り残すことなく、幼児の子どもたちの幸せにつながるよう宍粟市の幼児教育の充実に、また保育の充実に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第71号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

#### 日程第11 第72号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第11、第72号議案、宍粟市遺跡公園条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第72号議案、宍粟市遺跡公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

家原遺跡公園につきましては、本年4月1日から一宮温泉まほろばの湯と合わせて、株式会社ビーバーレコードを指定管理者に指定し、一体的に運営をしております。

今般、家原遺跡公園内の有料施設と、まほろばの湯の休館日が異なっているものを火曜日に統一し、今後の施設の相互利用の促進及び効率的な運営を目指すため、本条例を改正しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第72号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第12 第73号議案～第74号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第12、第73号議案、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について、及び第74号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第73号議案及び第74号議案の指定管理者の指定に関する2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

第73号議案のばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里につきましては、公募による指定管理者の募集を行いましたところ、1団体からの応募があり、宍粟市指定管理者選定審議会による審査を経て、協議をしました結果、若杉高原開発企業組合を令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間の指定管理者として指定いたしたく提案するものであります。

次に、第74号議案のちくさ高原総合レクリエーション施設につきましては、現在、ちくさ高原総合レクリエーション施設の指定管理者であるちくさ高原開発企業組合が、令和4年10月1日より株式会社ちくさりゾートに組織変更されるため、宍粟市指定管理者選定審議会による審査を経て、協議をしました結果、株式会社ちくさりゾートを令和4年10月1日から、令和14年3月31日までの期間の指定管理者として指定いたしたく提案するものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております73号議案及び第74号議案の2議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第13 第75号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第13、第75号議案、市道路線の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第75号議案、市道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件の内容といたしましては、兵庫県の道路改良工事により、起点を変更するものであります。何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております75号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

○議長(飯田吉則君) 会議の途中ですが、ここで休憩を45分まで入れたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前10時35分休憩

---

午前10時45分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第14 第76号議案～第84号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第14、第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第76号議案から第84号議案までの令和3年度宍粟市歳入歳出決算の認定9議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染対策を最優先課題と捉え、新しい生活様式に対応した感染拡大の防止への取組をはじめ、感染拡大の影響下における市民や事業者への支援、消費の落ち込みを回避するための取組を進めました。加えて、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略を策定し、長期的な視野に立った持続的なまちづくりを進めるとともに、本市の豊富な自然資源や文化を生かし、交流人口や関係人口の増加に向けた取組に着手をいたしました。

決算額としましては、一般会計におきまして、歳入決算額260億6,749万3,994円に対しまして、歳出決算額252億72万6,877円で、歳入歳出差引額は8億6,676万7,117円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,324万円を除いた実質収支額は、8億2,352万7,117円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしまして、市税では、固定資産税の評価替えにより、土地価格の下落や家屋の経年減価が反映されたことなどにより減収となり、市税総額では約1億1,000万円の減となりました。

地方消費税交付金では、コロナ禍による巣ごもり需要などにより、約5,800万円の増となり、地方特例交付金では、新型コロナウイルス対策として固定資産税の家屋等償却資産のうち、中小事業者の課税標準額を減額する特例措置が設けられ、市税の減額分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が創設されたことにより、8,160万1,000円の交付を受けました。

地方交付税では、普通交付税で国税の大幅な伸びによる再算定が行われたことにより、令和3年度に限り、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費が創設され、結果として、4億185万円の増となりました。

また、寄附金では、ふるさと納税において、前年度より約2,300万円の減となりましたが、企業版ふるさとづくり寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税として2,160万円の寄附をいただきました。

市債では、昨年度より約3億5,500万円減の約21億3,100万円となりました。

続きまして、歳出決算ですが、翌年度への繰越額を除いた実質の予算額262億

2,024万1,000円に対しての執行割合は96.1%で、執行割合では昨年度より0.5%減となりました。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響下における市民生活、地域経済への対策として、住民税非課税世帯等や子育て世帯への臨時特別給付金などによる生活支援、また、コロナ禍の中、新生児が健やかに育つ環境づくりを応援するための新生児応援給付金事業を実施するほか、消費の落ち込みを回避し、地域経済を活性化するためプレミアム付商品券の発行や、市内事業者への雇用維持に対する支援、事業継続の取組に対する支援を行いました。

さらに、感染予防や重症化予防となるワクチン接種について、希望者へ2回の接種を行うとともに、3回目の接種に着手をしました。

次に、主な政策としまして、総合計画の六つの柱に沿って御説明をいたします。まず、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりでは、宍粟市農業振興方針を決定し、ブランド米作りに向けた取組や、白大豆の作付実証などを推進するほか、森林所有者自らが経営管理できない森林の意向調査を進めるなど、今後の整備方針を構築しました。

さらに、地域の自然や文化を楽しむことをコンセプトとした、ジャパンエコトラックを取り入れ、そのルートを紹介するパンフレットを作成するなど、市の知名度向上と交流人口の増加に取り組むとともに、紅葉の名所として来訪者が増加している最上山公園において、遊歩道の整備や桜などの植栽により、四季を通して来園していただける魅力ある公園づくりを進めました。

次に、快適に暮らせるまちづくりでは、定住コーディネーターによるきめ細かな支援を行うことで、空き家バンク制度において、登録物件数、成約実績数ともに好調を維持するほか、市街地の骨格を形成する都市計画道路山田下広瀬線について、令和7年度末に全線開通するため、雨水幹線排水路とともに整備を行いました。

また、バス事業者が要する運行経費を支援することで、日常生活を支える交通手段を確保するとともに、車内での感染防止対策を支援し、安心して利用できる環境を整えました。

次に、環境にやさしいまちづくりでは、広葉樹等の植栽による針広混交林化への取組や里山整備を支援することで、景観の魅力化と環境保全を推進するとともに、第三次市宍粟市環境基本計画及び宍粟市地球温暖化対策実行計画の策定に合わせて、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言の表明を行いました。

次に、安全で安心なまちづくりでは、令和2年度の兵庫県の指定が完了しました市内の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの指定完了と浸水想定を反映した災害ハザードマップの更新を行い、全戸配布することで、市民の防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織に対して、災害時に使用する資機材の整備を支援しました。

次に、子どもが健やかに育つまちづくりでは、オンラインでの婚活を行うための費用や、新婚夫婦の結婚後の住居に要する費用を支援することで、結婚を望む方々の実現に向け後押しを行いました。また、令和5年4月の開園に向けて、山崎地区における認定こども園の整備に着手したほか、一宮北小中学校において小中一貫教育推進教員の配置による行事などの調整や、中学校教員による小学校での教科担任制の授業の実施など、小中一貫教育を開始しました。

次に、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりでは、新病院建設事業において、基本構想に基づく基本計画を策定し、基本設計に着手するとともに、市民が通院しやすい環境整備のため、新病院へのアクセス道路の整備に着手しました。

加えて、医療の希薄な一宮北部地域において、旧一宮北保育所を改修して、一宮北診療所を開設し、地域住民が住み慣れた場所で医療を受けられる環境を整備しました。さらに、聴覚障がいのある人や、手話への理解を深める取組として、手話フェスタを開催するとともに、テレビ電話による遠隔手話通訳など、新しい生活様式に対応した環境づくりに取り組みました。

次に、心豊かにいきいきと学べるまちづくりでは、社会教育の総合的な政策の指針となる第2期宍粟市社会教育振興計画の策定に加え、本市のスポーツに関する政策を総合的・計画的に推進するための宍粟市スポーツ推進計画の策定にも着手をしました。また、オリンピック聖火リレーに代わる宍粟市幻の聖火リレー展やパラリンピック聖火フェスティバルの開催により、市民のスポーツ活動への関心を高める機会を創出しました。

次に、参画と協働のまちづくりでは、令和4年6月の全面供用開始に向け、千種市民協働センター、ライブラリーちくさの整備を進めるとともに、（仮称）波賀市民協働センターの基本設計及び実施設計を進めました。また、多様化する地域課題に対応し、活力ある地域を創造維持するため、地域運営組織の創設に向けた地域活動を支援するとともに、島根大学と共同で、地域活動の現状と課題について整理を行い、参画と協働のまちづくり指針を策定をしました。

最後に、持続可能な行財政運営の推進では、第四次行政改革大綱を策定するとともに、宍粟市公共施設等総合管理計画を改定し、健全な行財政運営の推進のための

方向性と取り組む内容を新たに決定をいたしました。ふるさと納税では、新たなポータルサイトの活用やパンフレット配布部数を増やすなど、引き続き全国からの寄附を募るとともに、企業版ふるさと納税では、地域創生に資する事業に対し、企業からの給付金を受け入れるためのPRに積極的に取り組むことで、財源の確保に努めました。

続きまして、特別会計の決算の概要を説明いたします。

最初に、国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費などの給付を行った結果、歳入決算額45億5,154万9,499円に対して、歳出決算額45億2,111万6,835円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,043万2,664円の黒字決算となりました。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、波賀診療所、千種診療所のほか、令和3月からは、一宮北診療所の開院に要する経費となっており、地域住民を中心に診療を行うほか、医療機器の耐用年数経過に伴う計画的な更新などを行いました。その結果、歳入決算額1億9,662万7,175円に対して、歳出決算額1億9,603万6,457円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに59万718円の黒字決算となりました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額5億8,637万641円に対して、歳出決算額5億7,510万6,517円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,126万4,124円の黒字決算となりました。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として、地域密着型介護の在宅サービスや施設サービスを実施するとともに、高齢者の社会参加、生きがい活動を推進するため、地域住民が主体となって取り組む高齢者の通いの場づくりを支援したほか、不足する介護人材の確保に取り組みました。その結果、歳入決算額49億6,702万7,467円に対して、歳出決算額48億8,047万986円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに8,655万6,481円の黒字決算となりました。

次に、訪問看護事業特別会計におきましては、事業収入と一般会計からの繰入金を主な財源として、訪問看護事業を実施しており、令和3年度は、歳入決算額6,660万9,030円に対して、歳出決算額6,637万6,141円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに23万2,889円の黒字決算となりました。

次に、水道事業特別会計についてですが、独立採算を基本とした経営の下、より

効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、複水源による安定供給のための水源地確保や、老朽施設の更新、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を行っております。

決算の概要につきましては、浄水場をはじめ、各水道施設の適正維持管理に努める中、当年度の純損失は1億5,391万2,455円となりました。また、建設改良事業につきましては、西河内浄水場に前処理装置を設置したほか、市道新設改良に伴う排水管の新設工事や県道の移設に伴う配水管の移設工事などを実施しました。

資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて8億5,929万7,962円となり、収支としては5億1,882万463円の不足となっております。この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。今後につきましては、水道施設の万全の管理により、安全で良質な水道水の安定供給を継続的に実施していくため、宍粟市水道ビジョンの下、経営の健全化に向けた一層の努力をしていきたいと考えております。

次に、下水道事業特別会計におきましては、衛生的で快適な生活を送り、公共用水域の水質保全を図る役割を果たすため、施設の長寿命化や老朽機器等の更新など、適正な維持管理に努めています。

決算の概要につきましては、各下水道施設の適正維持管理に努め、費用に対して収益が少ない部分については、一般会計からの基準外の補助を行った結果、純利益、純損失とも発生しませんでした。また、建設改良事業においては、雨水の適切な排水と内水氾濫の防止対策として、雨水幹線工事を実施したほか、長寿命化計画に基づき、老朽機器の更新などを計画的に実施をしました。

資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて18億6,958万2,174円となり、収支としては6億9,092万471円の不足となっております。この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。今後につきましては、将来にわたり安定した事業運営に向け、施設の長寿命化や統廃合の他、事業の効率化、経営の健全化に努めていきたいと考えております。

最後に、病院事業特別会計についてであります。地域に不足している医療に積極的に取り組み、地域住民の健康維持増進を図り、地域の発展に貢献することを目的として事業に取り組んでおります。病院の利用状況は、入院延べ患者数4万1,054人、外来延べ患者数9万2,894人で、前年度と比較すると、入院延べ患者数は5,127人の減、外来延べ患者数は4,714人の増となりました。

収益的収支につきましては、医業収益が0.8%の減となり、医業費用はほぼ横ばいとなりましたが、医業外収益が新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金により、前年度を大きく上回ったことで、結果として純利益は12億4,385万6,682円となりました。資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備のほか、空調設備工事や感染症に対応するための病室の改修などを実施するとともに、企業債の償還により、1億3,683万6,004円の不足額を生じましたが、これら不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

今後につきましては、地域に公平・公正、安全・安心な医療を提供するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院経営強化プランを作成し、経営の健全化を進めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計合わせて9会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに、地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等、関係書類を添えて議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、令和3年度末の一般会計の財政調整基金残高は約28億7,100万円で、令和2年度末と比較して約300万円の増となっております。また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計を合わせますと約524億600万円で、令和2年度末と比較しますと、約31億5,600万円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただき、決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事の運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承を賜りたいと思います。

日程第15 報告第4号～報告第9号

○議長（飯田吉則君） 日程第15、報告第4号、宍粟メイプル株式会社令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等の提出についてから報告第9号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告6件を議題といたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定による令和3年度決算書及び令和4年度事業計画書等と地方公共団体の財政の健全

化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から議長宛てに提出されたものです。

この報告に対する質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、大畑利明議員。

- 10番（大畑利明君） 10番、大畑です。ただいまありました報告事項、第三セクター、あるいは公益財団法人の決算並びに令和4年度の事業計画の提出がされております。このうち報告4号の宍粟メイプル株式会社に関しまして、何点か質疑をさせていただきます。

まず最初に、宍粟メイプル株式会社の決算書を拝見いたしますと、2021年度の事業報告において、経常利益は1,100万円の赤字となっております。この宍粟メイプル株式会社には、コロナ禍ということで非常に厳しい経営を余儀なくされてるだろうと思いますし、現場はいろんな工夫をされてると思います。

そういう中で、コロナ支援金、あるいは補助金として1,100万円、さらに指定管理料として1,900何某、合計3,030万円の補助金を出していながらも、赤字の決算という状況にあります。市としましては、この赤字の原因などをどのように把握されて、この経営の健全化に対してどのような認識をお持ちなのか、まず最初にお伺いいたします。

この宍粟メイプルに対しましては、2020年3月末で資金ショート、資金不足に陥るということで、当時5,000万円の税金を支出した経緯がございます。その後もこの赤字経営が続いているという状況でございます。この5,000万円の公金支出を議会が決定した際、こういう不採算施設の在り方、あるいは再建計画というものを議会に提出するように求められてると思いますが、どのように対応されたのかお伺いをしたいと思います。

それから三つ目でございますが、議会あるいは所管委員会にどのように報告されて議論がされてるのかということをお伺いするんですが、決算書はこの9月だと思いますが、同時にもう令和4年度の事業計画がセットで出されておりますが、もう既に半年近くが経過して、今私たちが目にするという状況なんですね。やはり、こういうずっと赤字が続いている、あるいはこれまでも議会からいろいろ意見が求められている。そういう施設に対して、この時期に事業計画を出してくるという、こういうことでいいのかどうかということで、これ経営が悪化した場合はまた財政に

深刻な影響を及ぼすという懸念があるわけですから、しっかりこの辺りは事前に経営の状況であるとか、今後こういうふうに改善していくとかという計画は、提出しておくべきじゃないかなと、そして所管委員会のしっかりした調査を行っていく必要があるんじゃないかと思いますが、それらについての市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 私のほうから先ほど御質問がありました宍粟メイプル株式会社、令和3年度の決算及び令和4年度の事業計画についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目のコロナ支援等々の支援を受けながら、赤字決済の要因をどのように把握してるのかということなのですが、令和3年度においては、コロナ禍における行動制限や密を避ける新しい生活様式の影響により、人流が大幅に減少したことが一番の要因であると思っております。これは、行動制限が解除された中でも、なかなか人流が戻ってきてないということであったりとか、天候的には書き入れどきのお盆の時期に長雨が昨年度が続いたということが、原因しているのではないかなと捉えております。そうした中でも、来客数の増加に向けた営業活動や施設等の改修に取組を進めており、今後の経営改善につながるものと考えております。

二つ目の不採算施設の在り方や再建計画の提出を議会から求められたが、どのような対応をされたかということですが、令和2年7月に計5か年経営改善計画を策定して、毎月の定例監査を実施するなど、進捗状況を確認をしております。また令和2年の11月の委員会において報告しておりますが、収益性のある施設は独立採算制を基本としておりますが、そういった施設であっても、公の施設としてサービスの提供の継続、地域の雇用を守るべき施設につきましては、管理運営費のうち、必要な指定管理料を支出することとして整理をさせていただいております。

3点目の公金が投入されているような第三セクターの場合は、事業計画を事前に議会へ報告すべきじゃないかということですが、指定管理施設の運営につきましては、各指定管理者の裁量で事業計画を立案され実施されており、計画策定の前段で議会へ報告することについては難しいものと考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ちょっと認識が随分違うんですけども、言葉悪いですけど、

非常に市として甘いんじゃないでしょうか。ここに出されております貸借対照表を御覧ください。もう純資産1,100万円しかございませんよ。現金預金とかあるということかも分かりませんが、流動負債が毎年2,500万円から3,000万円あるわけですから、どんどん現金預金も食いつぶしていくわけです。もう次年度にまた資金ショートということが起こり得るんじゃないですか。

だからそういう状況に対して、どう、こういうコロナ禍、いつもウィズコロナ、ウィズコロナとおっしゃってるけども、どういうふうに健全経営に切り替えていくのかという考えがないと立ち直らないと思いますよ。また公金支出するなんていう考え方は、もう市民から理解得られませんからね。

ですから、5,000万円がどう使われたかも分からない。そんな中で次にまた資金ショートしたら、市が応援していきだろろうというのは、ちょっと甘いとは思いません。だから、その経営状況をもう一回どう考えなのか。従来と同じ考え方だったらちょっと甘いというふうに私思いますので、もう一度お伺いしたいと思います。

それから市長にも伺いますが、この出資として市は持ち株比率75.2%です。4分の3です。要は市民が、これだけ出資してるということでしょう。その代表トップの市長として、どのように考えておられるのか。どのように再建をされるつもりなのかお伺いしたいと思います。今回、令和4年度の事業計画が今頃しか出せないとおっしゃるんですが、これ、2021年に1,000万円の赤字が出ている。そして、事業計画では2022年に1,300万円の黒字に変えるという事業計画ですよ。2,500万円売上げを増やしますよという話です。この根拠をしっかりと調べられましたか。それをお聞かせください。去年も同じなんです、2020年度も2,200万円の赤字に対して、次の年度は1,100万円黒字にするという事業計画がついてきてるんです。そして結果、1,100万円の赤字になってるんです。ですから、私から言わせれば、その場、その場という感じしかしないんですね。だから本気で筆頭株主として、どう考えておられるのか、どのようにこの事業計画を認められてきたのか、その辺もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） まず経営状況のところなんですけども、2020年の3月ですかね、5,000万円の支出の部分のときにも、当時の部長もお答えさせていただいたと思うんですが、こういったことが起き得たときには、二度とこういった支出を市としては考えがないということは、きちんと伝えさせていただいております。

そういった中で、まず経営改善としましては、職員などのマルチタスク化、職員

がいろいろな分野に携わるということで、人件費の抑制というところで今年度着手しておりますし、また法人化への販促イベントなども行っております。こういった中で令和4年度、令和3年度は先ほど申しましたように、コロナ禍の影響が人流が戻ってないというのが顕著に現れてるわけなんですけども、令和4年度の今半年余りたつ中だと、フォレストステーションの宿泊の部分については、やはり学校関係の部活の宿泊であったりとか、学生さんの合宿等々によって大分回復しております。先が明るい状況になってきてるのかなというふうに認識しておりますが、道の駅、これは全ての道の駅にも影響するんですが、道の駅のところについては、やはり人流がなかなか戻ってないのが現状でありますので、こういった部分については、もう少し力を入れていくべきではないかなと思っております。

みなみ波賀の部分につきましては、飲食の部分については、今度この3月に改修をしまして、バイキング方式での飲食の提供などの取組も行っておりますので、そういう部分については注視して確認していきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 基本的な部分でありましたので、基本的にこのメイプルにつきましては、いわゆる大株主の筆頭ということでありますので、おっしゃったとおりです。したがって、しっかり独立採算を基本とする中でやっていただく。これはもう根本的なところだと、このように認識をしております。

そういう意味では、先ほどおっしゃったように、令和2年の状況もおっしゃったところではありますが、基本的に私が承知しておる範囲の中では、計画の中でも黒字化が見込めた道の駅みなみ波賀の部分で非常に苦戦をされたと、こういう状況で、これはやっぱりコロナ禍の中で、一定令和3年については、なかなか人流が戻らない。ましてや非常事態宣言が度々発出されたと、こういう状況だったのではないかなと、このように思っています。

ただ、職員と従業員の皆さんや、あるいは会社の役員の皆さんも一生懸命取り組んでいらっしゃる姿は、私も時々お邪魔するときに目にしておりまして、そういう意味では、さらに経営改善を含めながら、会社としてその取組の強化が必要だと、このように考えております。

また同時に、先ほどおっしゃった3点目の、計画策定の前段で議会へ報告ということでありますが、これは私も十分には承知しておりませんが、あるいは法的な問題があるのか、あるいは技術的な問題があるのか、こういったところか十分理解はできませんが、それなりにこれまでもいろいろ努力をされて、今日きておるんでは

ないかと思しますので、そのことについては、私もはっきりじゃあこうしますという事は答弁できないと、このように考えております。ただ課題として捉えさせていたいただきたいと思っております。

いずれにしても、あの施設等々、第三セクターについては、地域の皆さんがたくさん働いていらっしゃるし、地域経済の一つの大きな柱でもありますので、先ほど来おっしゃったような経営の感覚、決して公務員的な発想ではなしに、民間経営としてこの状況もしっかり捉えながら、さらに会社として私は努力していただきたいと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 3回目ですが、2回目の答弁をまだいただいてないんですが、議長。

○議長（飯田吉則君） どの分でしょう。

○10番（大畑利明君） 私はこの事業計画で、今回2022年度、1,300万円の黒字の計画が出されておりますが、それをどういう根拠で認めてきたのかということをお聞きしております。

○議長（飯田吉則君） 副市長。

○副市長（富田健次君） 2022年度の事業計画の部分で、その黒字が出ているという、示されているというところなんですけど、その確認の部分につきましては、特に細かく事業分野において、今年はどういう取組をして、これだけの利益を上げていきますよ、これだけの売上げをしていきますよというものがございまして、そちらのほうを確認させていただいて、この事業計画というものが妥当であると考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） その根拠を具体的に聞けないので、また決算委員会でもまた皆さん、他の議員さんよろしくお願ひいたします。

去年も確かにコロナの影響厳しいですよ。4月25日から6月20日、8月20日から9月30日、これ2回の緊急事態宣言。さらに1月27日から3月11日までまん延防止。こういう中で、一番影響を受けるのは、やっぱり飲食とか宿泊だと思うんですよ。そういうところを多く抱えてその赤字が大きい。そのまま、まだコロナ収束してませんよ。そういう中でこういう事業計画を、はいどうぞというふうに認めていく。そのことが僕はちょっと分からないんです。ですから、努力してない、現場が何もしてないなんていうことは、一切申し上げてないんです。

小手先でやっても無理なんじゃないですかという話です。やはり全国に道の駅というのはたくさんあると思うんですが、いずれも苦戦してると思いますが、こういうコロナ禍でどういう戦術になっているのか。あるいは道の駅が今どういう役割を担っていったのか、果たしていったのか。そういうことを見ていかないと、小手先でいろいろ現場に努力を押しつけて、独立採算だ、独立採算だなんて言うたって、できますか、こんな状況で。だから私は抜本的な改革が必要だということをもう再三言ってるんです。

それは総務省からも通知がございますね。その中の一部ですけども、こういう第三セクターに対しての外部監査制度、そういうものを活用して、その経営の実態を把握して、その監査結果については議会や住民に対して説明を行うというふうにはっきり言ってるんですよ。全国の第三セクター抱えている多くのところも、抜本的改革に向けて取り組んでますよ。取組事例いっぱい書いてありますよ。そういうふうにもう乗り出さないといけませんし、市民への説明責任を果たす時期が僕は来てるというふうに考えております。そういうことに対して、最後、市長をもう一度お答えをお願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に毎月私が聞いておりますのは、定例監査で会計事務所も参加していただいて、ずっとその監査状況も見ていただいと、こういう状況であります。ただ現実は大変厳しい状況であります。ただいま大畑議員おっしゃったように、いつまでもこういった状況では、なかなか厳しいときによっては選択をせざるを得ないと、こういうような状況もあります。

したがって、先ほどおっしゃった総務省通知、大変申し訳ないんですが、私も全部見ておりませんので、再度その状況を見ながら、今後のあれを検討していきたい、このように思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月6日午前9時30分から開会します。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時27分 散会）